



令和3年行(ウ)第29号 行政文書非公開決定等取消請求事件

原告 ゆがわら町民オンブズマン

被告 湯河原町

準備書面(1)

2021(令和3)年6月21日

横浜地方裁判所第1民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 大川 隆 司



同 小沢 弘 子



同 石崎 明 人



同 伊藤 朝日太郎



同 武井 由 起 子



同 中村 晋 輔



同 高橋 由 美



同 馬込 竜 彦



第1 訴状6頁「(2) 会議規則は非開示理由になりえない」について

1 誤記の訂正について

原告は、以下のとおり誤記の訂正をする。

(1) 訴状6頁(2) 1行 (誤) 本件条例5条1項ア

(正) 本件条例5条1号ア

(2) 訴状6頁(2) 4行 (誤) 本件条例5条1項ア

(正) 本件条例5条1号ア

2 福井地裁令和元年6月12日判決について

(1) 原告は、訴状6頁「(2) 会議規則は非開示理由になりえない」において、湯河原町議会会議規則は、本件条例5条7号・本件条例5条1号アの「法令等」に該当しないことについて主張した。

原告は、この点について、以下、補充する。

(2) 福井地裁令和元年6月12日判決(判例秘書DB=甲6)は、「本件条例10条1号は、法令または条例の規定により、開示することができないと認められる情報が記録された公文書の開示をしないことができると規定するところ、本件会議規則は、地方自治法120条に基づき越前市議会が設けた会議規則であって、法令にも条例にも当たらない。被告は、本件会議規則が条例と同等であると主張するが、単に条例を制定する議会(地方自治法14条1項)が設けたものであることを理由に、会議規則が条例に含まれるとか、本件条例10条1号の規定が会議規則にも準用ないし類推されるということとはできない。したがって、本件会議規則86条の規定を理由として、本件係争部分に記録された情報が本件条例10条1号に該当するということとはできない。」と判示している。

福井地裁令和元年6月12日判決は、被告越前市の「本件条例10条1号所定の法令秘情報とは、法令等の明文の規定をもって閲覧等が禁止されている情報に限らず、その他法令等の趣旨及び目的に照らして公開することがで

きないとされている情報を含む。本件会議規則は、地方自治法120条に基づき議会が制定したものであり、条例と同等であるから、本条例10条1号にいう「法令等」に当たる。」という主張を明確に排斥したものである。

この福井地裁令和元年6月12日判決に照らしても、湯河原町議会会議規則92条が本件条例5条7号・同条1号アの「法令等」に該当しないことは明白である。

この福井地裁令和元年6月12日判決については、同年11月20日名古屋高裁金沢支部控訴棄却判決、令和2年6月30日最高裁上告不受理決定により、確定している（甲7）。

第2 原告の当事者適格について

- 1 市民（町民）オンブズマンの当事者適格については、稀に争われたことがかつてはあったが、裁判所はいずれもオンブズマンが権利能力なき社団として訴訟の当事者となることを認めている（否定した判決は寡聞にして知らない）。墨田区オンブズマン会議に関する東京地裁平成12年7月31日判決（LEX/DB25410118）、かまくら市民オンブズマンに関する横浜地裁平成15年3月31日判決（判例地方自治247号58頁＝甲8）などが、それである。

なお、横浜地裁平成15年3月31日判決の上告審最（一小）平成18年6月1日判決（判時1953号118号）は、一審原告団体が原告適格を有するとの前提で判断を下している。

- 2 前記横浜地裁平成15年3月31日判決は、当該事件の原告「かまくら市民オンブズマン」が、「事務局を市に置き、市民が幹事となり、市民によって運営が行なわれていると認められる」事実を、会則および議事録等に基づいて認定した（甲8・67頁）。
- 3 本件の原告ゆがわら町民オンブズマンについても、会則および総会議事録添付の資格証明書（甲9）によって社団性を認定できることは明らかであって、

原告適格を有している。

以 上